

答申書

平成27年10月28日

江戸川区長 多田 正見 殿

江戸川区公共調達監視委員会
委員長 矢部 丈太郎



平成27年8月4日付け15総用送第147号をもって諮問のあった公立学校（篠崎第三小学校 外）の改築工事・公共調達に関する異議申入れについて、江戸川区公共調達基本条例第25条の2の規定により、下記のとおり答申する。

記

1 異議申入れの内容

公立学校（篠崎第三小学校 外）の改築工事・公共調達に関して、大要以下の申入れがあった。

- 一. 更に区の内外を問わず、業者の参入をしやすくすること。
社会的要請点の改善では、特に「地域社会への貢献、地域環境への配慮」は不必要である。
- 二. 2者以上の入札（入札申請者ではなく）を成立要件とすること。
- 三. 予定価格でなく、「最低制限価格」を提示して、入札を募ること。

2 審議結果

当監視委員会は、公立学校改築工事の入札経過及び事務局の調査資料を基に、審議した結果、以下の事実を確認した。

上記1一. については、社会的要請型総合評価入札方式においては、区内、区外を問わず業者の参加を認めているが、より多くの業者が参加可能なように参加要件等の緩和など、見直しを適宜行っている。

上記1二. については、異議申入れは1者入札を問題としているが、篠崎第三小学校改築工事の入札においては、申入書に記述のあるA者、B者を含めて合計4者、第三松江小学校改築工事の入札においては、A者、B者を含めて合計3者の参加があった。

社会的要請型総合評価入札方式での札入れは郵送方式で行われており、開札は参加者等の立会いで行うので、開札して初めて有効札、辞退札及び無効札が確定する。

社会的要請型総合評価入札方式においては、入札参加者は双方の工事に参加申請は可能であるが、双方の落札者となることはできないと規定されているため、双方に参加申請した場合はいずれかの工事については辞退することになる。このため、入札参加者は、双方に参加申請して双方の図面等を入手して検討した結果、どちらの工事に札入れを行うかを最終的に決定することになる。

区においては、無効札を減らすために、入札書類を改善する等の方策を検討中である。

上記1三. については、最低制限価格の提示は、より低い価格での落札を排除するなど競争性に問題があるので適当ではない。

3 答申内容

当監視委員会は、以上の審議結果から、本異議申入れに対しては、各々以下のとおり答申する。

- 一. 公共調達の制度改善については、入札実績や各種調査結果を参考に、必要があれば江戸川区公共調達審査会に諮問すること。
- 二. 落札者決定基準は、区の諮問に対する江戸川区公共調達審査会の答申に基づき、区が決定するものであるから、必要があれば所要の手続きを進めること。